

定 款

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

株式会社パリミキホールディングス

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社パリミキホールディングスと称し、英文では PARIS MIKI HOLDINGS Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、以下に掲げる業務その他の各種業務を営む会社等の株式または持分を取得、保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 眼鏡、コンタクトレンズ、光学機器および補聴器の研究開発、製造加工、修理、品質検査ならびに販売および賃貸借
2. 視覚測定 of 臨床的研究と装置の製造開発および販売
3. 眼鏡技術教育機関の経営
4. 時計および貴金属関連商品の販売
5. 家具、室内装飾品、化粧品および服飾品等の販売
6. 食料品、飲料品、酒類および医薬部外品の販売
7. 診療所の経営
8. 車輛および航空機のレンタルおよびリース業
9. 電気通信事業および情報処理サービス業
10. 美容、健康および医療その他に関するマーケット・リサーチおよび情報提供サービス業
11. 健康器具、美容器具および医療機器等の修理、販売および賃貸借
12. 古物の売買
13. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業
14. 書籍、教材および教育機器の出版、開発ならびに販売
15. 幼児教育教室の経営
16. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
17. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウの取得、貸与および販売
18. 催事の企画、運営および販売
19. 放送番組、映画、コマーシャル・フィルム、ビデオならびにソフトウェアの企画、制作および販売
20. 通信衛星用送受信機器およびその附属品の販売
21. 農作物の生産および販売
22. 金銭の貸付、債務保証および引受け、各種債権の売買、有価証券の投資、保有および運用な

らびにその他金融業

- 23. 美術館、博物館、資料館、図書館の管理運営業務
- 24. 他の会社に対する投資または会社設立の発起人となること
- 25. 両替商の両替業務
- 26. コンピューター・グラフィック・デザイン業務
- 27. 旅行斡旋業
- 28. 前各号に附帯関連する一切の業務

② 当会社は、前項に付帯または関連する一切の業務を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億2,300万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

② 前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することがで

きる。

- ② 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が

これを招集し、議長となる。

- ② 前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 前項の通知は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(相談役および顧問)

第 27 条 取締役会は、その決議をもって相談役および顧問各若干名を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 前項の通知は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

② 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 40 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 77 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

以 上